

全軟野連発第 372-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部

理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小林三郎



ユニフォーム左袖への都道府県名以外の表示について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、12月7日開催の令和5年第5回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知致します。

ご確認いただき、各支部内でのチームならびに審判員等の関係者への周知徹底をお願い致します。なお、チームへの説明、対応については各支部にてお願いいたします。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■取り扱い改訂の理由について

以下について、「競技運営ならびに競技者等の安全面に支障がない」と判断し、改定することとする。

第 12 条 5 (2)

改定前	改定後
(2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による都道府県名を必ずつけなければならない。また、他のものをつけてはならない。なお、右袖には、社章、商章、クラブのマスコット等をつけることは差し支えない。	(2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による都道府県名を必ずつけなければならない。また、 <u>都道府県に関連するものをつけることができる。</u> なお、右袖には、社章、商章、クラブのマスコット等をつけることは差し支えない。

以上